

# 高知くらしの護身術

29

## 成年後見制度

### 財産を保護するために

(2006年10月18日掲載原稿)

判断能力の不十分な高齢者が訪問販売により、高額なリフォーム工事を結ばされた。クーリングオフ期間も過ぎてしまっているがどのようにしたらよいか。との相談がご家族の方からよくあります。

契約当事者は、契約時の状況すらもよく覚えていないなど事後対応に苦慮しますが、医師の診断書などにより契約時の行為能力の欠如を証明できれば業者との交渉を有利に進められます。

しかし、より被害防止の有効手段として成年後見制度の利用をお勧めします。

この制度は、判断能力の不十分な人が遺産分割協議や不動産・預貯金などの財産管理、契約などの法律行為を行う際に、成年後見人が支援・保護を行う制度です。

「法定後見制度」と「任意後見制度」があっても家庭裁判所が取り扱います。「任意後見制度」は、本人にまだ判断能力があるうち予め契約によって代理人を決めておく制度ですが、ここでは「法定後見制度」について紹介します。

「法定後見制度」は「後見」・「保佐」・「補助」に分かれており、判断能力の程度など、本人の判断能力に応じて選任されます。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人を代理して契約などを行います。

上記のような事例では、契約時に成年後見制度を利用していれば、選任された成年後見人や保佐人が契約の「取り消し」を行うことができます。

家庭裁判所の手続きに抵抗を感じる向きもありますが、大切な財産を保護するにはどうしたらよいか、今一度考えてください。

なお、身寄りがいないなどの理由で、申し立てをする人がいない場合は、本人に代わって市町村長が手続きを行うことができます。